

予定価格の事後公表について

入札における予定価格の事後公表につきましては、総務省及び国土交通省から「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」等の通知により、「予定価格等の事前公表の見直し」として事前公表の取りやめ等の適切な対応について要請がなされていることから、海津市では、予定価格を事後公表することによる影響や効果を検証するため、事後公表の一部試行を平成２３年度から平成２５年度の３ヶ年にわたり実施いたしました。

試行実施の結果を検証した結果、平成２６年度からは下記のとおり実施することといたしました。

今後も、透明性と公平性・公正性の高い入札・契約制度を考えてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

記

対象工事

設計金額１千万円以上の工事

ただし、海津市指名業者選定委員会で対象外とする工事は除く。

実施日

平成２６年５月１日から

予定価格の事後公表の概要

①対象工事については、一般競争入札の場合は公告、指名競争入札の場合は入札執行通知に、予定価格が記載されません。

②電子入札での入札回数は２回まで

再度入札が行われる場合は、再入札通知書をメールで入札参加者に送信いたしますので、指定する時刻（午後３時）までに入札書（または辞退届）の提出をお願いいたします。

③予定価格については、契約書締結後に海津市役所総務課、海津市のホームページ及び海津市図書館にて入札執行一覧表として公表いたします。